平成２２年（フ）第１１３３号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番519―507号、従前の住所兵庫県淡路市黒谷116番地４
債務者　山中　貴幸
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４８号
兵庫県尼崎市武庫の里１丁目１番５号メゾンド・ロア202号、前住所兵庫県尼崎市富松町３丁目４番43―301号
債務者　岡島　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４９号
兵庫県尼崎市武庫の里１丁目１番５号メゾンド・ロア202号、前住所兵庫県尼崎市富松町３丁目４番43―301号
債務者　岡島　孝行
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６５号
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町14番８―707号、前住所兵庫県芦屋市翠ヶ丘町18番27号
債務者　近江　沙妃
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４３号
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町８番33号、営業所の所在地兵庫県西宮市鳴尾町５丁目６－１
債務者　甲子園のとり家こと　東内加衣美（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４７号
兵庫県西宮市津門稲荷町11番25―602号
債務者　前中香代子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８１号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目33番13―103号
債務者　福地　　功
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４号
鳥取県倉吉市上井11番地１　ａｎａｎＢ棟103号室
債務者　田中　雄一（旧姓仲野）
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第６９号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1637番地
債務者　坪倉　容子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第７０号
鳥取県東伯郡北栄町田井19番地２　メゾンラセーヌ１―Ｄ
債務者　浜本　　純
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１１１４号
広島市安佐北区亀崎３丁目４番77―308号
債務者　原　ユリ子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２７号
広島市安佐南区上安３丁目16番24号
債務者　平田　祥弘
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９０号
広島県東広島市高屋高美が丘６丁目13番１号
債務者　津和野孝子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８号
福岡県筑後市大字羽犬塚597番地１　沢実荘６号
債務者　田中　康治
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第５９号
福岡県筑後市大字津島851番地１
債務者　廣松　昭博
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第４９号
大分県杵築市山香町久木野尾1038番地
債務者　阿部　福子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字並松６番地１10―２号
債務者　坂元　年雄
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部